

「(仮称)山口市まちづくり基本条例素案(中間案)」に対する意見及びこれに対する市民会議の考え方

意見提出者 3名、提出意見 20件

NO	中間案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
1	条文全体について	本条例は、市民と行政の協働に向けた姿勢を示すものでもあると受け止めていますが、各所で「努める」という努力目標となっており、決意表明が不十分に感じます。 努力規定であれ、義務規定であれ、実施内容の検証・評価が大切となりますが、努力規定では、「努力したことへの評価」となりかねず、「努力したことによる成果への評価」をするためには、義務規定として位置付けて、実施レベル及び成果、課題を検証できるようにしておく必要があると感じます。 このため、行政においては、「しなければならない」「行うものとする」という表記とし、市民側については、個々人の主体性を求めるため、「努める」に統一することが望ましいと考えます。	条例は、各条文がそれぞれ趣旨や意味を持って構成されておりますので、ご意見の様に、行政に関する条文と市民に関する条文という面だけを捉えて、一律に条文の表現を統一することは難しいと考えています。 また、ご意見の「実施レベル及び成果、課題を検証」するために、第24条(中間案の第25条)の「協働のまちづくり推進委員会」を設置することとしています。
2		まちづくり＝住みよい生活環境ということで、以下のことを重点的に、場合によっては、罰則、罰金規定まで盛り込んでもいいのではないのでしょうか。 どの地域地区でもあることだと思いますので、市報などで問題提示し、啓蒙啓発する必要性が今後高まると予想されます。(1面で) 迷惑防止条例の周知、制定。 匿名等の通報制度。 ①市道などの違法駐車。警察との連携 ②マフラー改造などの騒音、深夜、早朝、故意の空ぶかし。 ③猫の放し飼い、リードをはずしての散歩、など。 ④ ごみのポイ捨て。 ⑤路上でのボールあそび、おにごっこ、自転車競走の黙認(監督している親)。 ⑥自転車の放置(盗難か?) 猫に関しては、税金を課すべきではないのでしょうか。犬は狂犬病予防接種が課されているので。猫の飼い主は放任なのが多いと思います。(無責任)	この条例は、市民の権利を制限したり、義務を課するという条例ではありませんので、罰則規定を設けるものではないと考えています。 またこの条例は、これからの協働によるまちづくりの指針となるものであり、市民及び市は最大限に尊重することとしていますので、その趣旨を十分に反映した施策が展開されるとともに、その趣旨を市民のみなさんに周知していく必要があると考えています。
3	総合計画との関係	このまちづくり基本条例と総合計画はどういう関係になるのか。	総合計画は、10年後のまちの目標や方向性を定めた設計図です。この条例は、その目標をどのようにして進めていくかという基本的なルールや仕組みを定めたものであり、具体的には、協働のルールや市民参加の仕組み、まちづくりの主体ごとの役割などを示しています。 旅行に例えれば、総合計画が目的地で、条例はその行程であると考えています。

4	「協働」について	「協働」によって、行政の仕事の市民への押し付けにはならないのか。	この条例は、市民の「自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこう」という思いを表明したもので、全てを市民が行うということを謳っているではありません。 市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、市の執行機関(行政)などのまちづくりの主体が、それぞれまちづくりの担い手として役割を果たし、お互いに補完し、協力し合いながら、これからの地域社会をつくり、住み良い山口市にしていこうというのがこの条例の考え方です。
5	参加、参画について	「第1条 市民の参加と協働」、「第3条 まちづくりに参加、参画」、「第4条 まちづくりに参加、参画」、「第4条の3 まちづくりに参画する」、「第5条 まちづくりに参加する」、「(市民参画機会の保障)第17条 …参画する」、「2市は、市政に参画する」とありますが、参加となっていたり、参画となっていたり、参加、参画となっていたり、使い方の基準がわかりません。使い方に何か意味があるのでしょうか？まちづくりに参加、市政に参画という使い分けなのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、条文中の「参加・参画」の文言の整理を行ないました。 まちづくりに「参加」するということで前文から第15条までは「参加」に、第17条及び第25条(中間案の第26条)については市政に対する「市民参画」ということで「参画」に修正しました。

2 各条文について

NO	中間案	いただいたご意見	意見に対する市民会議の考え方
6		【協働】 協働の形態も示しておく必要性を感じますので、「その形態として、「市民一人ひとりの関わりとしての市民参画」と「組織の関わりとしての組織協働」をいう」というような個人と組織の関わりの違いを追加することが望ましいと考えます。	「協働」は組織同士に限定された形態だけではなく、組織と個人の「協働」も考えられると思います。また「参加」や「参画」についても、個人としての「市民」に限定されるものではなく、組織としてまちづくりに「参加」したり、市政に「参画」することもあると考えています。
7	2条 定義	【地域コミュニティ】 地域コミュニティは、定義において「集まり」とされていますが、「人の集まり」と「組織」とは異なるレベルのものであると思います。 ここで示されているのは、一定のエリア内での活動を目的とした組織と推測できることから、「地縁活動団体」若しくは「地域活動団体」という表記が望ましいと考えます。 また、市民活動(団体)は「公益を目的とした活動(組織)」と定義されていることから、「地域コミュニティ」においては、「地域内の住民による共益を目的とした組織」と定義し、組織の違いを比較できるよう記載しておくことが望ましいと考えます。	地域コミュニティの中には、組織化された集団やグループなど様々な形態がありますので、これら全てを含んだ形で「集まり」としており、また総合計画においても同様の定義としていますので、こうした表現にしました。 ご意見の趣旨を踏まえまして、「集まり」を「集団」と修正しました。
8		【市民活動】 地域コミュニティを組織として記載するのであれば、市民活動ではなく、「市民活動団体」という組織としての記載が望ましいと考えます。	まずこの条例における「市民活動」についての定義を行う必要があることから、第2条で「市民活動」の定義を行い、その上で、第14条で、「市民活動団体」を「市民活動」を組織的かつ継続的に行う団体と定義し、整理しています。
9	6条 協働の推進	「第6条 市民と市は、それぞれの特性を理解し、相互に尊重し、補完し合いながら…」、「【条文の説明】まちづくりの主体である市民と市、市民と市民は、」とありますが、この「市民と市民」の視点は、条文からは読み取れないのではないのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「協働」の定義の「様々な主体」を「市民と市又は市民同士が相互に」と修正し、併せて「市民と市又は市民同士」が行なうものについて記載した、第3条第2項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第9条につきましても「市民及び市は」に修正しました。

10	8条	人づくり	第8条の【意見等】には、「人材育成は、地域コミュニティ・市民活動・行政などそれぞれで必要になる。」、「人材育成は行政だけがやるのではなく、市民や各市民団体もその役割を担う。」とありますが、条文には「市は…」としか書いてありません。人材育成については、意見のとおりだと思いますが、なぜ条文にないのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「協働」の定義の「様々な主体」を「市民と市又は市民同士が相互に」と修正し、併せて「市民と市又は市民同士」が行なうものについて記載した、第3条第2項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第9条につきましても「市民及び市は」に修正しました。
11	10条	事業者・教育機関の協力	事業者・教育機関の役割については、協力し寄与するという表記となっていますが、まちづくりに向けては、事業者・教育機関の主體的な関わりも不可欠となります。 このため、「組織の社会責任として、まちづくりへの責務を果たす」という事業者・教育機関自らにも責務があるという記載が必要であると考えます。	ご意見のような考え方も理解していますが、事業者・教育機関には、本来の活動を行うという役割があります。その上で、地域社会を構成する一員として可能な限りまちづくりに協力してもらうことを期待すると表現しています。
12	12条	地域コミュニティ活動の推進	市民活動との対比では、第15条において市民活動の推進と記載されていますが、ここでは地域コミュニティという集まり(組織)を指す言葉となっており、活動という表記が望ましいと考えます。	第15条の(市民活動の推進)の対比として、第12条は(地域コミュニティ活動の推進)となっています。
13	13条 16条	地域コミュニティ活動への支援・市民活動団体への支援	「必要な支援をすることができる」という表記は、支援しないことが前提であるという記載になります。 これは、できる限り関与しないことで自主性・自立性を尊重しようという意図で記載されていると推測していますが、支援することで自主性・自立性が損なわれるものではなく、支援の方法によるものであると考えます。 団体自己努力は当然ですが、その自己努力だけに委ねるのではなく、支援するために、例えば、人材養成支援においては、「新たな研修体系づくり」を行い、財源支援においては、「新たな財源確保のシステムづくり」を行い、自己努力する団体がそのシステムを活用できるようにすることで、自主性・自立性を尊重できると考えます。 なお、この「新たな財源確保のシステムづくり」は、行政による事業補助というような行政の状況に左右されるシステムではなく、団体独自財源を確保できるシステムを指すものです。(千葉県市川市の個人住民税1%支援制度や寄付金仲介制度など) 市民と行政の協働という理念に向けては、市民側の組織強化に向けた行政支援が不可欠であると感じており、「側面的な支援を行う」という記載を行い、併せて、「新たな支援システムづくりを行う」などの記載が必要と考えます。 このような新システムをつくることを記載することでメッセージとなり、人・場・財源等の昔からの活動課題の解決に向けて、一石を投じることができると考えます。	ご意見の第13条、第16条の表現につきましては、あくまでも支援する相手方の自主性・自立性を尊重するための表現であり、支援しないことが前提というご意見のような意図は含んでいません。 「～しなければならない」という義務規定は、それをするかしないかの裁量の余地を与えないことから、相手方の自主性・自立性を尊重することはできないと考えています。 しかし、ご意見のようにこの表現が市民のみなさんに、そのような誤解をまねく恐れがあると思われることから、表現の一部を次のように修正しました。 第13条 市は、市は、地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、これを損なってはならない。 第16条 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、これを損なってはならない。 またご意見の「側面的な支援を行う」や「新たな支援システムづくりを行う」などの表現につきましては、条文中の「必要な支援」にその趣旨が含まれるものと考えています。
14	14条	市民活動団体の役割	「第14条は、第11条の地域コミュニティの役割に関する規定と並列的に記述しています。」とありますが、「第11条 2の地域コミュニティは、各種団体と交流・連携して、まちづくりを推進するものとする。」に該当する条文がないのではないのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、第14条第3項に「市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。」という条文を追加します。
15	18条 21条	行政運営 行財政運営	第18条(行政運営)と第21条(行財政運営)(行政運営)と(行財政運営)をわざわざ分ける必要があるのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、第18条の条文を第17条第3項として整理し、第20条(中間案の第21条)の目次については、「行財政運営」を「行政運営」に修正しました。

16	20条	附属機関等の委員	委員を公募することだけを前面に出すのではなく、「責務と役割及び条件を明示して公募し、透明性のある方法によって選考する」という表記が望ましいと考えます。	現状で附属機関等の委員のうち、公募委員の割合が低いことから、その取り組みを謳ったものです。附属機関については高度な専門性を必要とするものなど、設置の目的も様々です。選考方法についても「市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。」と定めていることからご意見の趣旨は含まれると考えています。
17	22条	市職員の育成・意識改革	市民と行政の協働に向けては、市職員の育成・意識改革こそが一番求められるものであり、全ての根幹に位置するものであると考えます。 このため、協働の研修は、単発研修でその成果が生まれるものではないため、「体系的な研修を継続して行う」という表記が望ましいと考えます。	協働によるまちづくりを推進していくために、市職員は、協働の意義について理解し、市民との信頼関係の向上に努めていかなければなりません。そのため市では、職員の職務遂行能力の向上や資質の向上のための研修等を通じて市職員の育成や意識改革を図る必要があります。ご指摘の「体系的な研修」につきましては、(仮称)協働推進プランに盛り込まれると考えています。
18	26条	所掌事務	「調査、審議する」と記載してありますが、調査が何を指すのか不明確と感じます。 むしろ、ここでは、条例遂行に関わる施策や事業実施の検証が求められるものと考えられるため、「検証、審議」という表記が望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、第25条(中間案の第26条)第2項を「検証、審議するものとする。」に修正しました。
19	27条	組織	委員会の役割は、多岐に渡ることが予想され、相当回数の委員会開催が必要と思われますが、委員20名が一堂に会しての論議では、時間が不足する恐れを感じます。 このため、「部会(小委員会)を設けることができる」という記載をし、テーマ別の複数の部会(小委員会)で専門的な検証・審議を行う方法が効果的だと考えます。	山口市協働のまちづくり推進委員会の具体的な運営方法等につきましては、第27条(中間案の第28条)第4項の規定のとおり、規則で定めることとしています。
20	28条	条例の位置づけ	本条例をベースに、市民と行政の協働を進めるためには、「他の条例、規則等を定める場合、最大限に尊重しなければならない」と記載してありますが、「他の条例、規則等を定める場合や事業実施時において市民の関わりを求める場合には、この条例で定める事項を前提とする」という表記が望ましいと考えます。	この条例は、いわゆる最高規範性を有する自治基本条例ではなく、市民と市、市民同士がまちづくりに共に取り組んでいくことに重点を置いた「協働のまちづくり条例」です。 市民と市がこの条例の趣旨を理解し、共に行動することにより、この条例の価値が高まります。こうしたことから、次のように条文(中間案の第28条)を修正しました。 第7章 条例の尊重及び見直し (条例事項の尊重) 第27条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則であり、市民及び市は、この条例で定める事項を最大限に尊重するものとする。